

最低賃金の改定について

新型コロナウイルスの流行以降、多くの企業が奮闘する中、中央最低賃金審議会は8月2日、令和4年度の最低賃金の引上げの目安「**全国加重平均で31円引上げ**」を取りまとめ、昭和53年に目安制度が始まって以来の最高額となりました。この目安額を基準に決められた、都道府県別の最低賃金が10月より適用となります。今一度、最低賃金について確認しましょう。

①なぜ過去最高の引上げなのか

「できる限り早期の全国加重平均1,000円以上の実現」は、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」や「新しい資本主義実行計画工程表」に盛り込まれたものです。中央最低賃金審議会で、使用者側は新型コロナウイルスや円安の進行、原材料費の高騰などの影響を受けている中小企業の経営状況を考慮し「生計費、賃金、賃金支払い能力」に基づく水準の決定を強く訴えてきました。令和4年8月2日に公表された「目安に関する公益委員見解」は、消費者物価指数の急激な伸びを背景に特に生計費を重視した目安を提示するとともに、中小企業が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、助成金による生産性の向上支援、下請け取引の適正化等を強く要望する内容の答申となりました。

②最低賃金とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき各都道府県ごとに賃金の最低額を定め、**使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度**です。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、法律によって無効とされます。したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には最低賃金額との差額を支払わなければならない**最低賃金額以上を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）**が定められています。

※例外的に、管轄の労働基準監督署へ最低賃金の除外申請をすることで免除できる制度もあります。

③最低賃金の適用される労働者の範囲

地域別最低賃金は、産業や職種に関わりなく、都道府県内の**事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用**されます。（パートタイマー、アルバイト、臨時社員、嘱託社員などの雇用形態の如何を問わず、全ての労働者に適用されます。）派遣労働者については、派遣先地域の最低賃金が適用されます。

④最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を**除外したものが最低賃金の対象**となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚祝金等の労務の対価にならないもの）
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる臨時的賃金（賞与など）

(3) 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金（定額時間外手当等のみなし残業）

(4) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当（基準が曖昧で一律に支給されるものは最低賃金に含んで計算します）

⑤令和4年度最低賃金の目安について

各都道府県の引上げの目安額について、中央最低賃金審議会から発表がありました。（令和4年8月2日）

対象の都道府県 (一部抜粋)	令和4年 最低賃金見込み	目安 引上げ額
東京	1,072	+31円
神奈川	1,071	+31円
埼玉	987	+31円
千葉	984	+31円
栃木	913	+31円
茨城	910	+31円

目安額を踏まえ、地方最低賃金審査会の決定後、**10月1日以降労働分**から適用となる見込みです。

⑥最低賃金額以上かどうかを確認する方法

- (1) 時間給制の場合
時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- (2) 日給制の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額
- (3) 月給制の場合
月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額

【例】東京都 最低賃金が1,072円になると仮定
所定労働日数 20日、所定労働時間 8時間

- ①基本給170,000円、②住宅手当10,000円
- ③家族手当10,000円 ④通勤手当 5,000円

月給195,000円から最低賃金の対象とならない
③家族手当、④通勤手当を除くと、対象額は
180,000円になります。

$$180,000円 \div 160時間 = 1,125円 > 1,072$$

この時期に今一度、社員、時給者等が最低賃金を上回っているか給与の確認をお願い致します。
お困りごとがございましたら、是非ご相談下さい。